

2026年度 相模原市立南大野小学校
いじめ防止基本方針

2026年4月1日

相模原市立南大野小学校いじめ防止基本方針

【学校経営方針】「一人ひとりを大切に、誰もが安心して生活できる学校」をめざす

【目指す子どもの姿】(学校教育目標)

○思いやりのある子 ○自ら学び考える子 ○健康でたくましい子

【家庭・地域との連携】

- ・ P T A
- ・ 学校評議員会
- ・ 自治会長
- ・ 地域ボランティア
- ・ 学校と地域の協働推進
コーディネーター

【校内組織】

【南大野小学校
いじめ防止対策委員会】
校長、副校長、教務主任
児童支援専任教諭、担
任、養護教諭を中心とし
た全教職員、青少年教育
カウンセラー、ソーシャ
ルスクールワーカー

【関係機関との連携】

- ・ 教育委員会
- ・ 青少年相談センター
南相談室
- ・ 児童相談所
- ・ 南子育て支援センター
- ・ 相模原南警察署

【いじめの未然防止】

- 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などを推進する。
- いじめ（SNS、ライン等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図り、児童と保護者に対しても周知徹底を図る。
- 学校、P T A、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- 児童会によりあいさつ運動を計画・実施し、児童がお互いを大切にする心を育てる。
- 地域コーディネーターを通じて、助産師さんや地域の方々を講師に招き、命の尊さについて考える学習から、日常生活の中でも、自他を大切に思う集団を育てる。

【いじめの早期発見】

- 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
- 定期的なアンケート調査（南っこアンケート）や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 在籍する児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことのできる体制を整備する。

【いじめへの対処】

- 被害者児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

1 いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称：南大野小学校いじめ防止対策委員会

○構 成 員：校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、担任、
養護教諭を中心とした全教職員、青少年教育カウンセラー

○委員会の取り組み内容

- ・いじめの未然防止、早期発見にむけ、定期的に「いじめアンケート（南っ子アンケート）」を実施し、実態把握をするとともに相談体制の充実を図る。
- ・教育委員会を始め関係機関との連携を図り、全教職員が協力体制を整え児童や保護者と対応する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり
- ②居場所づくり：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ①絆づくり：自主的な運営 異学年交流
- ②児童会活動（代表委員会）：あいさつ運動

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

- ①人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。
- ②道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
- ③福祉体験
- ④幼稚園・保育園・中学校との交流、連携（公開授業、部活動見学）

- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、**児童**、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ①校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修
 - ②職員打ち合わせで、職員全体で児童の情報を共有する場を設定し、共通理解をする。
 - ③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
 - ④保護者会、学級懇談会における啓発
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ①あいさつ運動
 - ②地区健全育成協議会との連携
- (6) 運営委員会によりあいさつ運動を計画・実施し、児童がお互いを大切に育てる。
- (7) 地域コーディネーターを通じて、助産師さんや地域の方々を講師に招き、命の尊さについて考える学習から、日常生活の中でも、自他を大切に思う集団を育てる。

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの**児童**の見守りや信頼関係の構築に努め、**児童**が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、**児童**の様子に目を配る。
 - ①休み時間や放課後の雑談の中での**児童**の様子
 - ②個人ノート、生活ノート、個人面談等により把握
- (2) アンケート調査（南っ子アンケート）や教育相談の実施等により、**児童**がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ①アンケートの実施
 - ②教育相談
- (3) 在籍する**児童**及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ①相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週火曜日
TEL：766-3079（南大野小学校相談室直通）
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン：042-755-2552
 - ②保健だより、相談室だよりの発行
 - ③青少年教育カウンセラーによる校内巡回

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

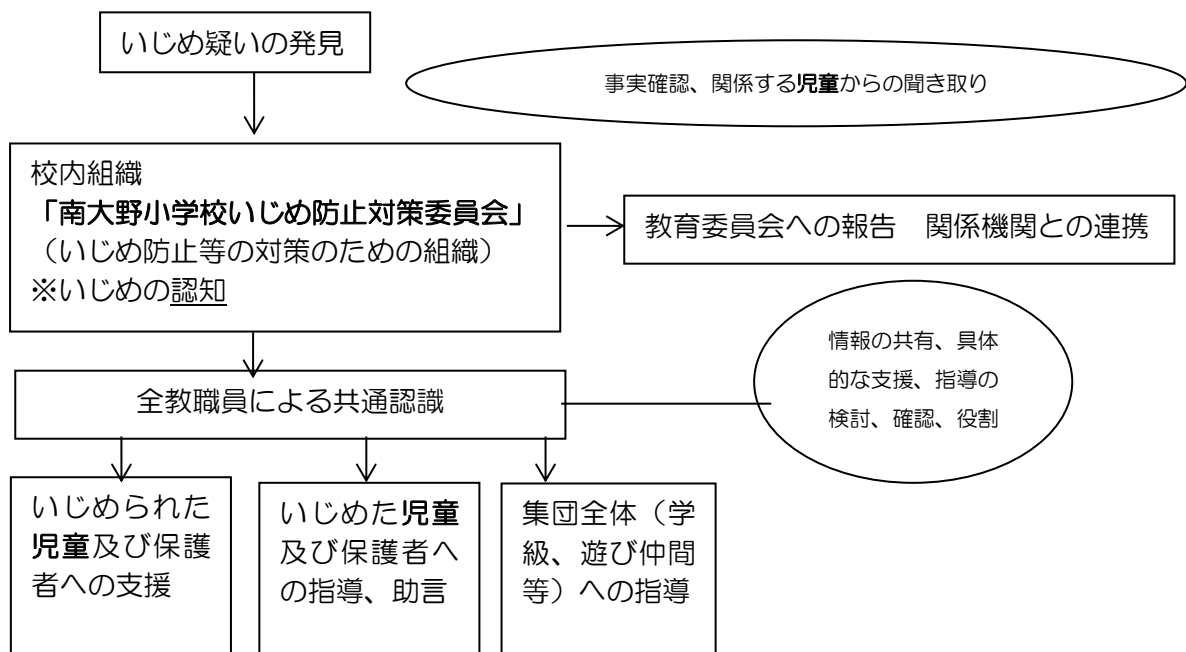
(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ①校内の「南大野小学校いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- ②すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学級、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ①青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ②相模原南警察署スクールサポーター、県警少年相談・保護センター
- ③児童相談所、南子育て支援センター

(対応経路)



- ・児童及び、保護者からの相談や訴えには真摯に傾聴する。一人で抱え込まず、校内組織「南大野小学校いじめ防止対策委員会」で情報を共有するなどして、報告・連絡・相談の徹底を図る。
- ・いじめの対処には特定の教職員だけでは解決することができない。全教職員で共通認識を持ち、関係機関との連携をとりながら対応していくことが、解決していくための最善策である。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

重大事態とは

○ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

- ・ 調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- ・ いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが重要。

「相模原市立南大野小学校いじめ防止対策委員会設置要項」

1 設置

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 22 条に基づき、相模原市立南大野小学校に「いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

2 委員会の目的

いじめは、全ての児童に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを克服するために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

3 委員会の構成員

委員会の構成員は、原則として表に掲げる者とする。

ただし、事案の状況により、関係する教職員等を加えるなど構成員については、学校の実情にあわせて工夫する。

委員長	校長
副委員長	副校長
委員	教務主任
	児童支援専任教諭
	養護教諭を中心とした全教職員
	青少年教育カウンセラー

4 委員会の運営

- (1) 委員会は校長が招集し、適宜開催する。
- (2) いじめの未然防止、早期発見の取組を企画する。
- (3) いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
- (4) 家庭、地域、有識者及び関係諸機関との協力を求める。
- (5) 重大事態が生じた場合は、校内緊急対応チームとして機能する。
- (6) この「相模原市立南大野小学校いじめ防止対策委員会の設置要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか、委員会の取組や運営等必要な事項は、校長が定める。

5 委員会の取組内容

委員会は、日頃から実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いなどの情報を常に把握するよう努めるとともに、学校全体でのいじめの未然防止・早期発見の取組、適切かつ迅速にいじめへの対処が行われるよう、次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取組
 - ① 明るく安心して生活できる学校づくりに向けた取組
 - ② 教科・領域を横断したいじめ防止等の取組の推進
 - ③ 早期発見のための措置
 - ・ 児童対象の「いじめアンケート(南っ子アンケート)」の実施・分析

- ④相談体制の確立
 - ・教育相談の実施
 - ・青少年教育カウンセラー等の相談窓口の周知
- ⑤インターネット等によるいじめに対する対策の推進
 - ・児童、保護者向け「インターネット等の正しい使い方」についての周知、研修会等の実施
- (2) いじめを受けた**児童**に対する相談及び支援
- (3) いじめを受けた**児童**の保護者に対する相談及び支援
- (4) いじめを行った**児童**に対する指導
- (5) いじめを行った**児童**の保護者に対する助言
- (6) 専門的な知識を有する者等との連携
- (7) その他いじめの防止等に係ること

【具体的な取組例】 ※年間活動計画は別途に定める

【通常】未然防止・実態把握の取組	【緊急】重大事態への対処時の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会の定期的開催 ○年間活動計画・活動事例の作成 ○いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの作成と実施 ○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請） ○外部相談機関との連携 ○早期発見：アンケートの実施・分析 ○定期的な職員間の情報交換 ○職員研修の企画・運営（事例研究等） （事例研究に加え道徳教育・豊かな体験活動等に係る研修など） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎緊急いじめ防止対策委員会の開催 （警察等関係機関・教育委員会との連携） ◎事例に係る対応方針の決定と具体的取組の提示・周知 （委員会が取組全体の要となって組織的に対応する） ◎専門的知識を有する者との連携 （メンタルヘルス・ケア等への配慮） ◎家庭との連携 ◎サポートチームの対応策検討 ◎緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育の実施

6 その他

- この要項は、2014年4月1日より施行する。
- 2022年4月1日一部改訂施行する。
- 2023年4月1日一部改訂施行する。
- 2024年4月1日一部改訂施行する。

以 上